平成２３年（フ）第３５９号
埼玉県上尾市柏座２丁目８番21号　コスモ上尾柏座201
債務者　石黒　直史
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
埼玉県加須市上三俣1279番地１、旧住所埼玉県加須市麦倉1842番地12
債務者　永岡まち子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
埼玉県朝霞市大字上内間木385番地
債務者　蓮沼　義正
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
さいたま市見沼区大字御蔵49番地14　メゾンドネージュＡ203
債務者　前島奈緒美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
埼玉県川口市芝５丁目17番７号　コーポまどか102号
債務者　高橋貴美代
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
埼玉県川口市榛松３丁目23番37号
債務者　坂上　光子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
埼玉県川口市大字源左衛門新田156番地の25
債務者　坂口　仁子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目４番地　27号104
債務者　小宮　初恵
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
埼玉県蓮田市東５丁目８番５―508号
債務者　中田　明美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
静岡県富士市水戸島元町14番22号　大善ビル202
債務者　田中　康代（旧姓長沢）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４４号
静岡県富士市松岡354番地の１　レオパレスヨツヤ204号、前住所静岡県沼津市平沼760番地の１　サンヒルズⅡ206号室
債務者　柴田　泰光
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７９２号
横浜市港南区上永谷１丁目13番14号
債務者　高林　和幸
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県西予市三瓶町安土101番地31
債務者　井上ちづる
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２３号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦873番地３　ブライトマンション21―203号
債務者　菊池　孝澄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２４号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦873番地３　ブライトマンション21―203号
債務者　菊池　美穂
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１２３号
香川県高松市木太町631番地８
債務者　古瀬紀久子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午後２時
高松地方裁判所破産・再生係